

# 千葉県消費生活条例施行規則

平成18年6月30日

規則第50号

千葉県消費者保護条例施行規則（平成2年千葉県規則第56号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 表示、包装等及び取引の適正化（第3条 第5条）
- 第3章 事業行為の適正化（第6条・第7条）
- 第4章 消費者訴訟の援助（第8条 第20条）
- 第5章 市長への申出（第21条）
- 第6章 意見の聴取（第22条）
- 第7章 千葉県消費生活審議会（第23条 第27条）
- 第8章 雑則（第28条・第29条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、千葉県消費生活条例（平成18年千葉県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

### 第2章 表示、包装等及び取引の適正化

#### （単位価格、販売価格等の表示基準）

第3条 条例第14条第2項の単位価格等の表示に関し事業者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）別表第1に掲げる商品について、同表に掲げる基準単位量及びその単位当たりの価格を表示すること。
- （2）前号の単位当たりの価格は、有効数字3けたで表示すること。この場合において4けた目については、四捨五入すること。
- （3）第1号の基準単位量及びその単位当たりの価格は、商品名、内容

量及び販売価格と共に一括して表示すること。

- 2 前項の基準は、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を営むための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートル以上の店舗において小売業を営む事業者に適用する。

（包装等の基準）

第4条 条例第16条第4項の商品の包装及び容器に関し事業者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）商品の容積に占める包装又は容器の容積（商品の容積から内容品の体積を控除したものをいう。）の割合が原則として20パーセント以下であること。
- （2）商品の販売価格に占める包装又は容器の経費の割合が原則として15パーセント以下であること。
- （3）無理な詰合せ又は抱合せをしていないこと。
- （4）上げ底その他の方法により内容品を実質以上に見せかけていないこと。
- （5）包装又は容器としての機能を果たした後の使用機能を必要以上に強調していないこと。
- （6）包装又は容器としての機能を果たした後、廃棄物として適正に処理することが困難なものでないこと。

（不適正な取引行為）

第5条 条例第18条第1項の規則で指定するものは、別表第2に掲げるとおりとする。

### 第3章 事業行為の適正化

（立証等の要求）

第6条 条例第11条第1項の規定による立証又は資料等の提出の要求は、立証等要求書（様式第1号）により期限を指定して行うものとする。

- 2 市長は、条例第11条第1項の規定により要求を受けた事業者が、前項の規定により市長が指定した期限までに、当該事業者が供給する商品又はサービスが消費者の生命、身体及び財産に危害を及ぼすものでないことを立証することが困難である旨を申し出た場合において、

やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

( 勧告の方式 )

第 7 条 条例第 1 1 条第 2 項、第 2 3 条第 5 項若しくは第 7 項、第 3 3 条第 5 項又は第 3 4 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書 ( 様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 5 号又は様式第 6 号 ) を交付して行うものとする。

2 前項の勧告書 ( 条例第 2 3 条第 7 項の規定による勧告に係るものに限る。 ) の送付を受けた者は、回答書 ( 様式第 7 号 ) を市長が指定した期限までに市長に提出するものとする。

#### 第 4 章 消費者訴訟の援助

( 費用の貸付け )

第 8 条 条例第 2 4 条第 1 項の規定による費用の貸付け ( 以下「貸付け」という。 ) は、本市の区域内に住所を有する被害者に対して行うものとする。

( 費用の範囲 )

第 9 条 貸付けは、次に掲げる費用等について行うものとする。

( 1 ) 民事訴訟費用等に関する法律 ( 昭和 4 6 年法律第 4 0 号 ) 第 2 章の規定により裁判所に納める費用

( 2 ) 弁護士又は司法書士に支払う報酬

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、訴訟に通常要すると認められる費用 ( 貸付金の限度額及び利息 )

第 1 0 条 貸付けに係る貸付金 ( 以下「貸付金」という。 ) の額は、訴訟 1 件につき審級ごとに 5 0 0 , 0 0 0 円以内とし、申請された額の範囲内で市長が決定する。

2 貸付金には、利息を付さない。

( 貸付けの申請 )

第 1 1 条 貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付申請書 ( 様式第 8 号 ) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

( 1 ) 住民票の写し

( 2 ) 被害概要書 ( 様式第 9 号 )

( 3 ) 訴訟費用支払予定額調書 ( 様式第 1 0 号 )

( 貸付けの決定及び通知 )

第 1 2 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付けを行うことを決定したときは消費者訴訟費用貸付決定通知書 ( 様式第 1 1 号 ) により、貸付けを行わないと決定したときは書面により申請者に通知するものとする。

( 貸付けの条件 )

第 1 3 条 市長は、前条の規定により貸付けの決定をする場合に、貸付金の用途、返還等に関し条件を付することができる。

( 貸付金の交付 )

第 1 4 条 第 1 2 条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、借用証書 ( 様式第 1 2 号 ) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の借用証書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

( 追加貸付け )

第 1 5 条 貸付金の交付を受けた者 ( 以下「借受者」という。 ) は、既に交付を受けた貸付金の額に不足が生じたときは、追加の貸付けを受けることができる。

2 前項の規定により追加の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用追加貸付申請書 ( 様式第 1 3 号 ) に訴訟費用支払予定額調書及び収支計算書 ( 様式第 1 4 号 ) を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第 9 条、第 1 0 条及び第 1 2 条から前条までの規定は、第 1 項の規定による追加の貸付けについて準用する。この場合において、第 1 0 条第 1 項中「 5 0 0 , 0 0 0 円以内」とあるのは、「 5 0 0 , 0 0 0 円から既に貸付けを受けた額を控除した額の範囲内」と読み替えるものとする。

( 貸付決定の取消し )

第16条 市長は、第12条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により貸付け又は追加の貸付けの決定（以下「貸付等の決定」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付等の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段によって貸付等の決定を受け、又は貸付金（第15条第1項の規定による追加の貸付けに係る貸付金を含む。以下同じ。）の交付を受けたとき。

（2）交付を受けた貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、条例及びこの規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸付等の決定の全部又は一部を取り消したときは、理由を付して、その旨を貸付等の決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により貸付等の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る貸付金を交付せず、又は期限を定めて当該取消しに係る貸付金を返還させるものとする。

（貸付金の返還）

第17条 借受者は、訴訟が終了したときは、その日から起算して6月以内に貸付金を一括して返還しなければならない。

（貸付金の返還の免除又は猶予）

第18条 条例第24条第3項ただし書の規定により貸付金の全部又は一部の返還の免除又は猶予を受けようとする者は、消費者訴訟費用返還免除申請書（様式第15号）又は消費者訴訟費用返還猶予申請書（様式第16号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の免除又は猶予の申請を承認することを決定したときは消費者訴訟費用返還免除決定通知書（様式第17号）又は消費者訴訟費用返還猶予決定通知書（様式第18号）により、承認しないことを決定したときは書面により申請者に通知するものとする。

（延滞利息の徴収）

第19条 市長は、借受者が正当な理由なく返還期限までに貸付金を返還しないときは、当該返還期日の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、返還すべき貸付金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収するものとする。

(届出事項等)

第20条 借受者は、貸付金の返還の完了に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 訴訟を提起したとき。

(2) 訴訟を提起されたとき。

(3) 訴訟が終了したとき。

(4) 訴訟の趣旨を変更したとき。

(5) 借受者の住所又は氏名の変更があったとき。

(6) 訴訟の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地又は代表者の変更があったとき。

2 借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、借受者又はその訴訟代理人に対し、当該訴訟の進ちょく状況若しくは貸付金の使用状況の報告、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

## 第5章 市長への申出

(市長への申出手続)

第21条 条例第30条第1項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 申出人の住所及び氏名(申出人が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 申出の趣旨及び市長に求める措置の内容

## 第6章 意見の聴取

(意見の聴取)

第22条 条例第35条本文の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第19号）によるものとする。

2 条例第35条本文の規定による意見の聴取は、市長が口頭であることを認めたとときを除き、当該事業者意見の内容を記載した書面（以下「申立書」という。）を市長が指定する期限までに提出させて行うものとする。この場合において、事業者は、申立書に添えて証拠書類又は証拠物を提出することができる。

3 市長は、条例第35条本文の規定による通知を受けた者から申立書の提出期限の延長の申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めたとときは、当該申立書の提出期限を延長することができる。

#### 第7章 千葉市消費生活審議会

（会長及び副会長）

第23条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（苦情処理部会及び部会）

第25条 苦情処理部会及び部会（以下これらを総称して「部会」という。）は、会長が指名する委員7人以内で組織する。この場合において、同条第9項の専門委員は、当該部会を構成する委員の半数を超えないものとする。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、市民局生活文化部消費生活センターにおいて処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第8章 雑則

(身分証明書)

第28条 条例第33条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20号)とする。

(委任)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。